

## 笠岡市立図書館新システム貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

笠岡市立図書館は分館等を有しない市内唯一の図書館としてサービスを提供している。令和6年度は来館者数8万3千人を超え、市民にとって身近で気軽に利用できる施設となってきた。一方で図書館が家から遠い、育児や仕事で多忙、高齢、障がい等の様々な理由により、来館が難しい市民に対するサービスが課題となっている。巡回文庫業務（移動図書館車や島しょ部等への配本）等の館外サービス充実や読書バリアフリーの拡充等、利用者サービスの向上を図る中で運営経費の高騰に直面しており、業務の大幅な効率化が必要となっている。

また、インターネットやスマートフォンの普及により、令和6年度にスマートフォン等の携帯電話を使用した予約件数がパソコンによる予約件数を上回った。各種スマートフォンの端末画面への適応性や操作性の向上により、利用者サービスの向上を図ることが必要である。

現行の図書館システムは6年目を迎え、ハードウェアの老朽化に伴う更新を行うとともに、操作性や信頼性に優れ、先進的な情報技術・サービス機能を備えた新システムを構築することにより、事務を効率化し、当館が目指す利用者サービスの向上を達成することを目的とする。また、職員の運用負荷の削減、セキュリティ向上を実現する。また、職員の運用負荷の削減、セキュリティ向上を実現し、今後5年間を見据えた利用拡大・安定運用を前提としたシステムを導入するものとする。

### 2 業務概要

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| (1) 件名    | 笠岡市立図書館新システム貸借            |
| (2) 履行場所  | 笠岡市 六番町 地内                |
| (3) 準備期間  | 契約締結日から令和8年2月28日          |
| (4) 稼働開始日 | 令和8年3月1日                  |
| (5) 貸借期間  | 令和8年3月1日から令和13年2月28日（5年間） |
| (6) 業務内容  | 笠岡市立図書館新システム貸借に係る仕様書のとおり  |

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

- |         |   |
|---------|---|
| 4 見積限度額 | 総額12,656,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）<br>※5か年における機器リース料を含むものとする。<br>※保守管理費用は算入しない。<br>※既存システムからのデータ抽出費用は算入しない。 |
|---------|---|

### 5 スケジュール

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 告示        | 令和7年7月11日（金）                         |
| (2) 参加申込締切    | 令和7年7月25日（金） 17時まで                   |
| (2) 質問受付期間    | 令和7年7月26日（土）から<br>7月30日（水） 12時（正午）まで |
| (3) 質問回答期限    | 令和7年8月6日（水） 17時まで（予定）                |
| (4) 企画提案書提出期間 | 令和7年8月7日（木） 10時から<br>8月20日（水） 17時まで  |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年9月2日（火）                          |
| (6) 審査結果通知日   | 令和7年9月中旬（予定）                         |

## 6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年度笠岡市競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること。又は、企画提案書提出期限までに必ず登録を完了していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (3) 賦課されている全ての税（国税、岡山県税、笠岡市税）を滞納していないこと。
- (4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。
- (6) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に笠岡市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去3年間において、人口4万人以上の地方公共団体で類似業務の実績があること。
- (8) プライバシーマークを取得していること。
- (9) 本業務において、クラウド型システム（SaaS）の導入を前提とした提案ができること。
- (10) 本業務においてPPID方式により連携したマイナンバーカードのかざし利用環境の導入を前提とした提案ができ、インターネット接続方法についての提案もできること。

## 7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年7月25日（金）17時まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送で提出する。  
持参の場合は、毎週月曜日を除く、10時から17時まで
- (3) 提出書類

名称	様式	部数	内容等
1 参加申込書	様式1	1部	所定様式に必要事項を記入
2 誓約書	様式2	1部	同上
3 企業概要書	様式3	1部	同上 会社パンフレット等を追加添付しても良い。
4 滞納がない証明書	発行元の様式	各1部	国税、岡山県税、笠岡市税について滞納がない証明書。また、岡山県税及び笠岡市税の賦課がない場合は、貴社所在地の都道府県税、区・市町村税等の滞納がない証明書を提出すること。
5 業務実績調書	様式4	1部	所定様式に必要事項を記入
6 その他	任意	1部	プライバシーマークを取得していることが証明できるもの。

- (4) 提出場所 〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15  
笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井・原田

## 8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和7年7月26日(土)までに、随時参加の可否を通知する。
- (2) 通知方法 受付けた参加申込書に記載されたメールアドレスに通知する。

## 9 質問回答

- (1) 質問方法 質問書(様式5)を電子メールに添付し、件名を下記として送信した後、送信確認を電話で行うこと。  
件名:(日付)【笠岡市立図書館新システム貸借に係る質問書】
- (2) 質問書送付先 tosyokan@city.kasaoka.lg.jp
- (3) 質問受付期間 令和7年7月26日(土)から30日(水)12時(正午)
- (4) 質問回答期限 令和7年8月6日(水)17時(予定)
- (5) 質問回答方法 参加資格を有する全者にメールで随時回答する。
- (6) 注意事項 (1)に記載の方法以外の質問には回答しない。また、企画提案書作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けないものとする。また、競争上の地位を害するおそれのある質問には回答しない。

## 10 企画提案書等提出書類

別紙仕様書等を確認した上で、下記書類を作成してください。

- (1) 受付期間 令和7年8月7日(木)10時から8月20日(水)17時  
(時間厳守・郵送の場合必着)
- (2) 提出方法 持参又は郵送。持参の場合は、毎週月曜日を除く、10時から17時まで。
- (3) 提出書類

名称	様式	部数	内容等
1 企画提案書提出届	様式6	1部	所定様式に必要事項を記入
2 仕様等に対する回答書	様式7	1部	同上
3 企画提案書	任意	正本1部 副本7部	(1) 別紙「評価基準書」に沿って作成すること。 (2) 文字は10.5ポイント以上、A4サイズ用紙にカラーで片面印刷し、1部ずつファイルに綴ること。印刷向き(縦横)については、貴社において提案上作成しやすい方を選択すること。ページ数を記載すること。
4 工程表	任意	1部	稼働及び開館までのスケジュール等を記入
5 業務実施体制報告書	任意	1部	責任者、技術者、担当者の氏名・所属・役職・勤続年数・保有する資格・経歴等、並びに連絡体制等を記載すること。
6 見積書	様式8	1部	所定様式に必要事項を記入
7 その他関連経費に係る参考見積書	様式9	1部	(1) 契約期間終了後、次期システムヘデータ移行の際にかかる費用について、参考金額を記載する。 (2) 運用管理保守業務に係る費用について、参考金額を記載する。

			<p>※別途単年度契約を結ぶが、契約を確約するものではない。</p> <p>※今回提示される見積額を運用経費の参考資料とする。</p> <p>※本業務の見積上限額には含まない。</p>	
8	その他	任意	各1部	<p>(1) ISO・IEC27001 認証を取得している場合は、その証明ができるもの。</p> <p>(2) クラウドサービスとして ISO 27017 を取得している場合は、その証明ができるもの。</p> <p>(3) データを保存するパブリッククラウドが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のクラウドサービスに登録されている場合は、その証明ができるもの。</p>

(4) 提出場所 〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15

笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井・原田

(5) 注意事項 原則企画提案書は1者1案とする。

企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

#### 11 参加辞退

参加申込書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、任意様式で電子メールにて申し出ること。電子メールを送信した後、電話にて送信確認を行うこと。

#### 12 プレゼンテーション

(1) 日 時 令和7年9月2日(火)

時間等の詳細については、別途通知する。

(2) 場 所 笠岡市役所 本庁舎 3階 第4会議室(岡山県笠岡市中央町1番地の1)

(3) 出席者 3名以内

13 評価基準 別紙「評価基準書」のとおり

#### 14 選考方法

(1) 評価基準書に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。

(2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行う。

(3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い者を優先とする。

(4) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。

(5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の70%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

ア 参加申込みがされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者

イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者

ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者

エ ヒアリング(プレゼンテーション)に参加しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者

カ 参考見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 15 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、プレゼンテーションに参加した全者に次の事項を書面で通知する。ただし、失格となった場合は、別途通知する。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称のない得点一覧

## 16 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。  
しかし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。  
なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き認めない。
- (4) 業務実施体制報告書に記載した配置予定の責任者、技術者及び担当者は原則変更できないものとする。やむを得ない理由で変更する場合には、笠岡市と協議の上決定するものとする。

## 17 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 業務内容の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、笠岡市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する。）はその限りではない。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとする。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について笠岡市と受託者で協議の上定めるものとする。
- (4) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則による。

## 18 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を笠岡市に請求することはできない。
- (3) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があったときは、公開することがある。
- (4) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む。）は、笠岡市情報公開条例に基

づき開示請求があったときは、公開することがある。

- (5) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより笠岡市が無償で使用できるものとする。

19 問合せ先

笠岡市教育委員会 教育部 生涯学習課 図書館 担当：酒井・原田

〒714-0087 岡山県笠岡市六番町1-15

電話 0865-63-1038

FAX 0865-62-3899

E-mail tosyokan@city.kasaoka.lg.jp